

25. 重大事例検証

子ども虐待の重大事例の検証については、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に「国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う」とその義務が明記されている。私達は子どもの専門家として、子どもの代弁者（アドボケイト）として、死や死の危機にさらされた子ども達の声を聴き、繰り返さないための手立てを考え、虐待死や虐待のない世界を目指していかなければならない。

1. 国による検証

2004年の児童虐待の防止等に関する法律の改正を受け、厚生労働省社会保障審議会児童部会に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、子ども虐待による死亡事例等の検証が開始された。2005年より検証結果報告が毎年公開されている。

検証の対象は以下の通りである。ここでは司法において事件化されているかどうかに関わらず、広く虐待による死亡と考えられる事例全てを調査している。

死亡事例：地方公共団体が把握した虐待死、新聞報道等がされた子ども虐待死

重症事例：全国の児童相談所が受理した児童虐待事例の中で身体的虐待等による生命の危機に関わる受傷、ネグレクトによる衰弱死の危険性があった事例

国の検証は、個々の事例の集積から、動向や課題等を明らかにする。ここから、乳幼児全戸訪問事業（通称「こんにちは赤ちゃん事業」）、特定妊婦の規定と市区町村への情報提供の義務化等、様々な制度や施策が生まれている。

2. 地方公共団体による検証

2007年の児童虐待の防止等に関する法律の改正によって、都道府県での重大事例検証が努力義務化された。市区町村においては任意となっているが、要保護児童への対応のハブとなる要保護児童対策地域協議会においても、再発を防ぐために検証を行うことが望ましい。2019年に野田市で発生した死亡事例について、野田市は事例検証を行い、報告書を公開している。

地方公共団体における重大事例検証の方法については、手引きが公開されている。検証の対象となる事例については、把握した虐待死事例および国と同様の重症事例である。虐待の「作為」「不作為」は問わず、虐待者についても親権者以外の人物が関与した事例も含むことを推奨している。

地方公共団体による検証は、個々の事例の詳細を学び、地域の対策に繋げることを可能とする。当然のことではあるが、検証は関係する機関や職員を責めるためではなく、同じことを二度と繰り返さないために行うものであり、「これから何をすべきか」を建設的に議論していく必要がある。

3. 過去の虐待事例検証報告

社会福祉法人よこはま博萌会 子どもの虹情報研修センターに過去の地方自治体における検証報告書のリストおよびリンクが掲載されている。



死亡事例等検証報告書



野田市死亡事例検証報告書



地方自治体における重大事例検証の手引き



地方自治体における検証報告書リスト